土浦市教育委員会公用車広告仕様書

1 広告掲載する車両について

車両:教育委員会バス(大型又は中型 合計3台)

用途:小・中・義務教育学校の校外学習や各種大会における児童・生徒の移送

年間稼働日数:1台あたり約150日

年間走行距離:1台あたり約10,000km

2 広告掲載料

広告掲載料は、月額とし、最短3か月、最長年度末までとします。(年度毎の許可) 掲載期間の月額を合計し、消費税及び地方消費税を加えて得た額が掲載料となります。

月額 1 枠 6,000円(税抜)

3 広告掲載位置及び枠数

車両後面又は側面

広告主が掲載できる広告の掲載枠は、車両1台当たり1枠とします。

4 広告の規格

74 H V / MITH	
サイズ	縦40cm×横180cm以内
材質	粘着フィルム等、剥離が可能な素材で、下記に指定する
	もの又は同等のものとし、掲載期間中の車体本体からの
	剥離又は撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないも
	\mathcal{O}_{\circ}
	【フィルムの素材】
	メディア (塩ビ、再剥離 (長期)、エアフリータイプ、ラ
	ミネート加工あり)
「広告」の表示	広告の枠内に縦10cm、横20cm以上の大きさで「広
	告」と表示するとともに、その範囲を明確にし、広告であ
	ることを明瞭にすること。

※広告は、広告主が作成してください。(作成経費等は、広告主の負担となります。) 翌年度以降、掲載を更新する場合には、車両本体の塗料の剥離を防ぐため、広告物の更新が必要となります。

5 申込単位及び期間

1か月単位とし、最短3か月、最長で年度末までの申込みとなります。 (年度をまたいだ期間の申込みはできません。)

6 注意事項及び申込方法

(1) 申込みに当たっては、次の関係資料を必ずご確認ください。

- ア 土浦市広告掲載要綱
- イ 土浦市広告掲載詳細基準要項
- ウ 土浦市教育委員会公用車広告掲載取扱要領
- (2) 土浦市教育委員会公用車広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、次の書類を添えて、教育総務課まで持参又は郵送してください。(同一内容の申請の場合は、2回目以降メール等による申請も可とします。)
 - ア 会社概要又は事業内容がわかるもの
 - イ 市区町村民税の滞納がないことを証する書類
 - ウ 広告案
 - エ その他教育長が必要と認める書類
- (3)提出された申込書をもとに、広告掲載の可否を決定し、土浦市教育委員会公用車広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により申込者に通知します。広告掲載料の納入通知書(広告掲載の決定を受けた場合のみ)をお送りします。
- (4)掲載料につきましては、広告掲載の決定を受けた期間の全額を納入してください。 ※ 掲載希望月の前月20日までに広告掲載可否決定通知書がお手元に届いていな
 - い場合は、ご連絡ください。
- (5) 掲載できない広告

土浦市広告掲載要綱、土浦市広告掲載詳細基準要項及び土浦市教育委員会公用車広告 掲載取扱要領において掲載を認めていないもの

7 その他

この仕様書に定めのないものについては、別途協議するものとします。

問い合わせ先

T 3 0 0 - 0 0 3 6

十浦市大和町9番2号

土浦市教育委員会 教育総務課

電話 029-826-1111 内線5105